

# ネットワーク大府指定訪問介護事業所 重要事項説明書

特定非営利活動法人 ネットワーク大府

愛知県大府市森岡町一丁目30番地

TEL：0562（85）7028

FAX：0562（44）2953

## 訪問介護サービス 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 ネットワーク大府
- (2) 法人所在地 愛知県大府市森岡町一丁目30番地
- (3) 電話番号 0562-44-3735
- (4) 代表者氏名 理事長 矢澤 久子
- (5) 設立年月 平成11年9月1日（任意団体設立平成4年9月1日）

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ネットワーク大府指定訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 愛知県大府市森岡町一丁目30番地
- (5) 電話番号 0562-85-7028 FAX 0562-44-2953
- (6) 管理者 服部 淳子
- (7) 当事業所の運営方針  
事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。  
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成11年10月29日
- (9) 通常の事業の実施地域 大府市
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
サービス提供時間帯	年中 平常8時～18時 早朝6時～8時 夜間18時～22時 深夜22時～翌朝6時

### 3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### [主な職員の配置状況]

職 種	常 勤	非常勤
1. 管理者	1	
2. サービス提供責任者	4	
3. ホームヘルパー	常 勤	登 録
(1) 介護福祉士	6	16
(2) ホームヘルパー養成研修2級 課程または初任者研修修了者		39

令和 1年6月1日現在

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条、第9条)

以下のサービスについては、利用料金の1割、2割又は3割が自己負担額となります。

#### [サービスの概要と利用料金]

- |   |
|---|
| <p>○身体介護<br/>入浴・排泄・食事等の介護を行います。</p> <p>○生活援助<br/>調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。</p> |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ①身体介護

- 入浴介助 …入浴の介助、または入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 体位変換 …体位の変換を行います。
- 通院介助 …通院の介助を行います。

## ②生活援助

- 調理 …ご契約者の食事の調理を行います。
- 洗濯 …ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除 …ご契約者の居室の掃除を行います。
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

### [利用料金]

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は1割負担は概ね次の通りです。 負担割合証に準じます。

	サービスに 要する時間	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満
身 体	介護利用料	2,889円	4,584円	6,697円
	自己負担	289円	459円	670円

	サービスに 要する時間	20分～ 45分未満	45分以上
生 活	介護利用料	2,113円	2,603円
	自己負担	212円	261円

加 算	初回訪問加算	2,317円
	自己負担	232円
	緊急時訪問介護加算	1,163円
	自己負担	117円

- 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
- 夜間(午後6時から午後10時まで) : 25%
- 早朝(午前6時から8時まで) : 25%
- 深夜(午後10時から午前6時まで) : 50%

☆2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人のホームヘルパーでサービスを行う場合(例)

- 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いと

なる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 交通費(契約書第9条)

- 買物・移送サービスを受けた場合には介護保険外に 1km80 円の交通費実費をいただきます。
- 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## (3) 利用料金のお支払方法(契約書第9条)

前記(1)の利用料は、1か月ごとに計算し、翌月初めにご請求しますので、下記いずれかの方法でお支払い下さい。

- |  |
|--|
| (1) 郵便局の口座からの自動引き落とし   |
| (2) 訪問徴収   |
| (3) ネットワーク大府の口座へ振り込む<br>あいち知多農業協同組合 大府西 支店<br>金融コード 6531-481<br>普通預金口座番号 030331<br>口座名 特定非営利活動法人ネットワーク大府 |

## (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までには事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日午後5時までには申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出がされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日午後5時までには申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後5時までには申し出がなかった場合	1,000円

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行うホームヘルパー

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

### (2) ホームヘルパーの交替(契約書第6条)

- ① ご契約者からの交替の申し出

選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、ホームヘルパーが業務上不  
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して  
ホームヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定のホー  
ムヘルパーの指名はできません。

## ② 事業者からのホームヘルパーの交替

事業者の都合により、ホームヘルパーを交替することがあります。ホームヘルパーを  
交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じない  
よう十分に配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条)

### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は 定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事  
業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮する  
ものとします。

### ③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で  
使用させていただきます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等も使用  
させていただきます。

## (4) サービス内容の変更(契約書第11条)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施がで  
きない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサー  
ビス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 事業者及びサービス従事者の義務(契約書第13条)

不測の事態が生じた場合には、主治医に連絡し、管理者と共に速やかに対処します。

## (6) ホームヘルパーの禁止行為(契約書第15条)

ホームヘルパーは、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当す  
る行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

## 6. 事故発生時の対応

